

第11－2表 既存防火対象物の外部の気流が流通する場所等に設置する仮設建築物等

特例の対象となる消防用設備等	特例基準	
	設置を要する消防用設備等	要件
屋内消火栓設備 スプリンクラー設備（ヘッド） 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備	なし	1 仮設建築物等の延べ面積が150㎡未満
	屋内消火栓設備（補助散水栓を含む。）又はパッケージ型消火設備	2 仮設建築物等の延べ面積が150㎡以上 (1) 仮設建築物等が屋内消火栓設備により有効に警戒されていること（スプリンクラー設備が特例の対象設備である場合に限る。）。(第11－2図参照) (2) 仮設建築物等が、パッケージ型消火設備により有効に警戒されていること。 なお、「有効に警戒されている」とは次のアからウによること。(第11－3図参照) ア 認定品を使用すること。 イ パッケージ型消火設備が仮設建築物等の出入口の近傍に設置され、かつ、仮設建築物等の各部分から一のホース接続口までの水平距離が20m以下（Ⅱ型の場合は15m以下）であること。 ウ イの水平距離の範囲内をホースの長さ25m以上（Ⅱ型の場合は20m以上）、かつ、放射距離10m以下で有効に放射できる位置に設置されていること。
自動火災報知設備	なし	1 仮設建築物等の延べ面積が150㎡未満
	仮設用の自動火災報知設備	2 仮設建築物等の延べ面積が150㎡以上 第11－1表と同じ
	連動型警報機能付感知器又は連動型住宅用火災警報器	
放送設備（スピーカー）	自動火災報知設備と同じ	自動火災報知設備と同じ
誘導灯	なし	第11－1表と同じ